

川島町・桶川市ごみ処理広域化協議会規約

(協議会の設置)

第1条 川島町と桶川市（以下「両市町」という。）は、川島町・桶川市ごみ処理の広域化に関する協定書に基づき、ごみ処理の広域化について協議するため、協議会を設置する。

(協議会の名称)

第2条 協議会は、川島町・桶川市ごみ処理広域化協議会（以下「協議会」という。）という。

(所掌事務)

第3条 協議会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業の実施主体に関すること
- (2) 川島町内に建設予定のごみ処理施設の整備及びこれに付帯すること
- (3) ごみ処理基本計画、施設整備基本構想、循環型社会形成推進地域計画の策定に関すること
- (4) その他必要と認める行為

(組織)

第4条 協議会は、川島町長及び桶川市長を委員として組織する。

(会長)

第5条 協議会に、会長を置く。

- 2 会長は、ごみ処理施設の建設候補地の長をもってこれに充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、他の委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

- 2 委員に事故があるとき、又は欠けたときは、委員があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(調整会議)

第7条 協議会の協議事項について審議し調整するため、協議会に調整会議を置く。

2 調整会議は、両市町のそれぞれの長が指定した当該市町の職員をもって組織する。

3 調整会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 協議会の事務局は、川島町役場内に置く。

3 事務局の事務に従事する職員は、両市町のそれぞれの長が指定した当該市町の職員を充てる。

4 前項の職員のうち、桶川市の職員は、川島町に研修派遣するものとし、勤務条件等は別に定める。

(経費)

第9条 協議会に要する経費は、両市町が負担するものとし、当該負担すべき額は100分の50が均等割、100分の50が人口割とする。この場合において、人口割の経費については、予算の属する年度の前年度の4月1日現在の住民基本台帳人口をもって算出する。

(協議会の解散)

第10条 協議会は、事業の実施主体が確定した後に、委員の決議をもって解散する。協議会解散後は、その事務を当該実施主体に引継ぐものとする。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、委員が協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。